

# 神奈川県歯科医師信用組合定款

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この組合は、組合員の経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図るため、神奈川県内の歯科医師とその関係者その他の協同組織により、組合員に必要な金融事業を行うことを目的とする。

### (名称)

第2条 この組合は、神奈川県歯科医師信用組合と称する。

### (事業)

第3条 この組合は、次の事業を行う。

- (1) 組合員に対する資金の貸付け
- (2) 組合員のためにする手形の割引
- (3) 組合員の預金又は定期積金の受入れ
- (4) 前3号の事業に附帯する事業
- (5) 為替取引
- (6) 法令の定めるところによる国、地方公共団体、金融機関その他組合員以外の者の預金又は定期積金の受入れ
- (7) 法令の定めるところによる国、地方公共団体、金融機関その他組合員以外の者に対する資金の貸付け及び手形の割引
- (8) 上記(5)～(7)号の事業に附帯する事業及びその他信用組合が行うことができる事業に附帯する事業
- (9) 国債、地方債、政府保証債その他の有価証券について金融商品取引法により信用組合が行うことのできる事業(上記(8)により行う事業を除く。)
- (10) 担保付社債信託法、保険業法その他の法律により信用組合が行うことのできる事業
- (11) その他前各号の事業に附帯又は関連する事業

### (地区)

第4条 この組合の地区は、神奈川県とする。

### (事務所の所在地)

第5条 この組合は、主たる事務所を横浜市中区に置き、従たる事務所を次に置く。  
平塚支店 平塚市

### (組合員たる資格)

第6条 次に掲げる者は、この組合の組合員となることができる。ただし、第1号及び第4号に掲げる者にあつては、その常時使用する従業員の数が300人（卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、100人、小売業を主たる事業とする事業者については、50人）を超え、かつ、法人についてはその資本金の額又は出資の総額が3億円（卸売業を主たる事業とする事業者については、1億円、小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、5,000万円）を超える事業者を除く。

(1) この組合の地区内に住所又は居所を有する次に掲げる者。

イ 歯科医師、歯科技工士、歯科衛生士、薬剤師、歯科診療所事業者、歯科技工所事業者、歯科医療品販売事業者、看護師、助産婦、及びその家族。

ロ 歯科医療機関に従事する者。

(2) この組合の関係団体たる次の法人及び法人の事業に従事する者及びその家族。

イ 神奈川県下の歯科医師会

ロ 神奈川県歯科医師国民健康保険組合

(3) この組合の事業に従事する者及びその家族。

(4) この組合の地区内に住所又は居所を有する中小規模の事業者及び勤労者。

ただし、前各号に該当する組合員以外の組合員の数は原則としてこの組合の組合員総数の100分の20に相当する数を超えてはならない。

(5) この組合の地区内に転居することが確実と見込まれる者（自己の居住の用に供する宅地若しくは住宅の売買契約又は当該宅地の造成若しくは当該住宅の建設、修繕若しくは改良に関する工事の請負契約を締結した者に限る。）

(6) この組合の役員

2 前項ただし書きに規定する事業者であっても、中小企業等協同組合法第7条第2項に掲げる小規模の事業者は、この組合の組合員となることができる。

3 第1項及び前項の規定にかかわらず、別表1各項の1に該当する者は、この組合の組合員となることができない。

(公告方法)

第7条 この組合の公告は、この組合の事務所の店頭に掲示する方法により行う。

2 前項にかかわらず、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第3条第1項に基づく公告を行う場合には、この組合の公告は電子公告によるものとする。

## 第2章 組合員

(普通出資)

第8条 普通出資1口の金額は金200円とし、全額払込みとする。

(議決権の代理行使)

第9条 組合員は、第26条の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行使することができる。この場合、その組合員の親族若しくは使用人又は他の組合員でなければ、代理人となることができない。

2 代理人は、5人以上の組合員を代理することができない。

(加 入)

第10条 組合員となろうとする者は、次に掲げる事項を記載した加入申込書をこの組合に差し出し、その承諾を得なければならない。

(1) 引き受けようとする普通出資口数

(2) この組合の地区内に住所又は居所を有する者は、

イ 氏名又は名称

ロ 住所又は居所

ハ 個人の場合には生年月日

ニ 事業者の場合は、第3号に掲げる事項

(3) この組合の地区内においては事業を行う者は、

イ 氏名、名称又は商号

ロ 事業所の所在地

ハ 事業の種類

ニ 常時使用する従業員の数

ホ 法人にあつては、その資本金の額又は出資の総額

(4) この組合の地区内において勤労に従事する者は、

イ 氏名

ロ 住所又は居所

ハ 生年月日

ニ 勤務所の名称及び所在地

(5) この組合の地区内において事業を行う事業者の役員及びこの組合の役員は、

イ 氏名

ロ 住所又は居所

ハ 生年月日

ニ 勤務する事業所の名称又は商号及び所在地

(6) この組合の地区内に転居することが確実と見込まれる者（自己の居住の用に供する宅地若しくは住宅の売買契約又は当該宅地の造成若しくは当該住宅の建設、修繕若しくは改良に関する工事の請負契約を締結した者に限る。）は、

イ 氏名

ロ 住所又は居所

ハ 生年月日

(7) 暴力団員等（別表1第1項に規定する暴力団員等をいう。）に該当しないこと、及び別表1第2項各号の1に該当しないことの表明、並びに将来にわ

たっても該当しないことの確約

(8) 自ら又は第三者を利用して別表2第3項各号の1に該当する行為を行わないことの確約

- 2 組合員となろうとする者が法人である場合には、前項の加入申込書に登記事項証明書その他法人格を証する書面を添付しなければならない。
- 3 組合員となろうとする者がこの組合の地区内に転居することが確実と見込まれる者である場合には、自己の居住の用に供する宅地若しくは住宅の売買契約又は当該宅地の造成若しくは当該住宅の建設、修繕若しくは改良に関する工事の請負契約を疎明する書類を添付しなければならない。
- 4 加入の申込みをした者は、その加入につきこの組合の承諾を得、引受普通出資口数に应ずる金額の払込みを了したときに組合員となる。
- 5 この組合は、組合に加入しようとする者から加入金を徴収しない。

(持分の譲受けによる加入)

第11条 組合員でない者が、組合員から持分を譲り受けることにより組合員になろうとするときは、前条第1項及び第2項に準じ、加入の申込みをしなければならない。

- 2 前項の規定により加入の申込みをした者は、この組合の承諾を得、かつ、持分を譲り受けた旨の届出をこの組合にしたときに組合員となる。

(相続加入)

第12条 死亡した組合員の相続人で組合員たる資格を有する者が、この組合に対し、その組合員死亡の日から3か月以内に第10条第1項に定める手続に準じて加入の申出をしたときは、相続開始の時に組合員になったものとみなす。この場合においては、相続人たる組合員は、被相続人の持分について、その権利義務を承継する。

- 2 死亡した組合員の相続人が数人あるときは、前項の加入申出をする者は、加入申出書に他の相続人の同意書を添付しなければならない。

(記載事項変更の届出)

第13条 第10条第1項及び第2項に掲げる事項に変更を生じたときは、組合員は、遅滞なく、この組合に届け出なければならない。第11条及び前条により加入した組合員の場合も、同様とする。

(自由脱退)

第14条 組合員は、あらかじめこの組合に通知した上で、事業年度の終わりにおいてこの組合を脱退することができる。

- 2 前項の通知は、当該事業年度末から90日前までに、その旨を記載した書面をもってしなければならない。

(法定脱退)

第15条 組合員は、次の事由によって脱退する。

- (1) 組合員たる資格の喪失
- (2) 死亡又は解散
- (3) 除名
- (4) 中小企業等協同組合法第107条及び第108条の規定による公正取引委員会の審決
- (5) 持分の全部の喪失

(除名)

第16条 組合員が別表2各項の1に該当するときは、総会の議決によって除名することができる。この場合においては、その総会の会日の10日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

- 2 別表2第5項の事由により組合員の除名をするときは、前項の通知を行う前に、その組合員が住所等（第10条1項第2号から第6号までに掲げる住所、居所、勤務所の所在地又は事業所の所在地をいう。以下この項において同じ。）に不在であることを調査し、公告等により、除名対象者がこの組合への住所等の変更届出を行うよう催促しなければならない。

(脱退者の持分の払戻し)

第17条 組合員は、第14条又は第15条第1号から第4号までの規定により脱退したときは、その持分の払戻しを請求することができる。

- 2 前項の規定による払戻しの額は、脱退した事業年度の終わりにおける組合財産によって定める。ただし、組合員の普通出資額を超えることはできない。

(普通出資口数の減少)

第18条 組合員は、事業を休止したとき、事業の一部を廃止したとき、その他特にやむを得ない事由があると認められるときは、この組合の承諾を得てその普通出資口数を減少することができる。

- 2 前項の場合については、第14条及び第17条の規定を準用する。

(経費の賦課)

第19条 この組合は、組合員に経費を賦課しない。

(使用料及び手数料)

第20条 この組合は、業務方法書及び別に定めるものについて使用料又は手数料を徴することができる。

### 第3章 役員

(役員の数及び選挙)

第21条 この組合の役員は、理事8人以上10人以内及び監事2人以上3人以内とする。

- 2 役員は、総会において選挙する。
- 3 役員選挙は、無記名投票によって行う。
- 4 前項の規定にかかわらず、役員選挙は、総会の出席者中に異議がないときは、指名推選の方法によって行うことができる。
- 5 指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人をもって当選人と定めるべきかどうかを総会に諮り、出席者全員の同意があった者をもって当選人とする。
- 6 一の選挙をもって2名以上の理事又は監事を選挙する場合においては、被指名人を区分して前項の規定を適用してはならない。

(代表理事)

第22条 この組合に理事長1人、専務理事1人を置き、会長1人ならびに常務理事2人以上4人以内を置くことができる。

- 2 会長、理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の議決により、理事のうちから選定する。  
なお、理事長、専務理事及び理事会の議決により選任された常務理事1人がこの組合を代表する。
- 3 会長は、経営力・組織力の強化を図るため、理事会に対して必要に応じて助言を行い、組合運営が円滑に行えるように業務を執行する。
- 4 理事長は、この組合の業務を統轄し、専務理事は、理事長を補佐して業務を執行し、常務理事は、理事長及び専務理事を補佐して業務を処理する。理事長に事故があるときは、専務理事及び常務理事がその職務を行い、理事長、専務理事及び常務理事がともに事故あるときは、あらかじめ理事会が定めた順位に従い、他の理事が理事長の職務を行う。

(理事会)

第23条 理事会は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き理事長が招集する。

- 2 理事長に事故のあるときは、あらかじめ理事会が定めた順位により専務理事又は常務理事が理事会を招集し、理事長、専務理事及び常務理事ともに事故あるときは、他の理事が理事会を招集することができる。
- 3 理事(理事長及び前項により理事会を招集することができることとなる理事を除く。)及び監事は、会議の目的となる事項を記載した書面を提出して理事会の招集を請求することができる。
- 4 前項の請求があった場合において、5日以内にその請求の日から2週間以内の日を会日とする理事会の招集の通知が発せられないときは、その請求を行っ

た理事又は監事は、理事会を招集することができる。

- 5 理事会の召集は、会日の3日前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。ただし、緊急の必要がある場合には、その期間を短縮することができる。
- 6 理事会は、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。
- 7 理事は第5項の規定によりあらかじめ通知のあった事項については、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。
- 8 この組合は、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。
- 9 当組合は、中小企業等協同組合法第38条の2第9項の規定により、理事会の決議（理事（当該責任を負う役員を除く）の過半数の同意）によって、同法第38条の2第1項の役員（役員であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。
- 10 当組合は、中小企業等協同組合法第38条の2第9項の規定により、員外理事又は員外監事との間に、同法第38条の2第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。
- 11 理事会の招集及び運営に関するその他の事項については、理事会で定める規定による。

（役員任期）

- 第24条 理事の任期は、就任後2年以内、監事の任期は、就任後2年以内のそれぞれの最終の決算期に関する通常総会の終結の時までとする。
- 2 補欠役員（定数の増加に伴う場合の補欠を含む。）の任期は、現任者の残任期間とする。
  - 3 理事又は監事の全員が任期満了前に退任した場合において、新たに選任された役員の任期は、第1項に規定する任期とする。
  - 4 任期の満了又は辞任によって退任した役員は、その退任により、第21条第1項に定めた理事又は監事の定数の下限の員数を欠くこととなった場合には、新たに選出された役員が就任するまでなお役員としての職務を行う。

## 第4章 総会及び総代会

（総会の招集）

- 第25条 この組合の通常総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集する。
- 2 臨時総会は、必要があるときは、何時でも招集することができる。

(総会招集の手続)

第26条 理事(法令の定めにより組合員が総会を招集する場合にあっては、当該組合員)が、総会を招集しようとするときは、会日の10日前までに、各組合員に、会議の目的である事項、日時及び場所その他法令で定める事項を記載した書面を発してしなければならない。

(総会の議決)

第27条 総会の議事は、組合員の半数以上が出席し、議決権の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長が可否を決する。

2 前項の規定にかかわらず、次の事項は総組合員の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

- (1) 定款の変更
- (2) 組合の解散又は合併
- (3) 組合員の除名
- (4) 事業の全部の譲渡

3 総会の議長は、総会において選任する。

(総会の議事)

第28条 総会においては、第26条の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急の必要があると総会が議決した事項については、この限りではない。

2 規約等の変更については、当該規約等の関係法令の改正(条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る。)に伴う規定の整理の場合には、総会の決議を要しない。

なお、本項による規約等の変更を行った場合には、その旨をこの組合の事務所の店頭に掲示し、周知しなければならない。

(総代会)

第29条 この組合に、総会に代わるべき総代会を設ける。

2 総代会は、組合員のうちから選挙された総代でこれを組織する。

3 総代会については、総会に関する規定を準用する。この場合において、第9条第1項中「その組合員の親族若しくは使用人又は他の組合員」とあるのは「他の組合員」と、同条第2項中「5人」とあるのは「2人」と読み替えるものとする。

4 総代会においては、前項の規定にかかわらず、総代の選挙をすることはできない。



(総代)

第30条 総代は、総代選挙規程の定めるところにより、組合員のうちから公平に選挙する。

- 2 総代の定数は、100人以上、120人以内とする。
- 3 総代の任期は、3年とする。
- 4 第24条第2項の規定は総代について準用する。

## 第5章 優先出資

(優先出資の発行)

第31条 この組合は、協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成5年法律第44号。以下、「優先出資法」という。）の定めるところにより、優先出資を発行することができる。

- 2 この組合は、その発行する優先出資を引き受ける者の募集をしようとするときは、その都度、募集優先出資（当該募集に応じてこれらの優先出資の引受けの申込みをした者に対して割り当てる優先出資をいう。）について、優先出資法第6条第1項各号に掲げる事項を理事会が決議し、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

(優先出資の額面金額)

第32条 優先出資の額面金額は、第8条の普通出資1口の金額と同一とする。

(優先出資の総口数の最高限度)

第33条 この組合の発行する優先出資の総口数の最高限度は、1,000,000口とする。  
ただし、優先出資につき消却があったときは、これに相当する口数を減ずる。

(優先的配当)

第34条 この組合は、優先出資者に対しては、組合員に先立って剰余金の配当を行うものとする。

- 2 前項の配当（以下、「優先的配当」という。）の額の額面金額に対する率（以下、「優先配当率」という。）は、優先出資の募集にあたって、理事会が決議し、内閣総理大臣の認可を受けた率とする。
- 3 優先配当率の上限は、年80割とする。

(優先的配当の額の非累積)

第35条 優先出資者に対する剰余金の配当の額が優先的配当の額を下回ったときは、その下回った額は、翌事業年度の優先的配当の額に加算されないものとする。

(優先出資の消却)

第36条 この組合は、優先出資法第15条第1項の規定により、優先出資の消却を行うことができる。

2 この組合は、優先出資の消却を行おうとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

(配当を受けることができる者)

第37条 第34条第1項の規定により配当を受けることができる者は、毎事業年度末の優先出資者名簿に記載された優先出資者又は登録優先出資質権者とする。

(優先出資者総会の招集)

第38条 優先出資法に定める優先出資者総会（以下、「優先出資者総会」という。）は、優先出資法に定める優先出資者総会の招集事由がある場合のほか、必要に応じて招集することができる。

(優先出資者総会招集の手続)

第39条 理事が、優先出資者総会を招集しようとするときは、会日の2週間前までに、会議の目的である事項、日時及び場所を記載した書面をもって各優先出資者に通知を発しなければならない。

(優先出資者総会の議事)

第40条 優先出資者総会の議長は、理事長がこれにあたる。理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順位に従い、他の理事がこれに代わる。

2 優先出資者総会においては、前条の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。

(優先出資者総会における議決権)

第41条 優先出資者は、優先出資者総会において、優先出資1口について1個の議決権を有する。

2 優先出資者は、代理人をもって議決権を行使することができる。ただし、他の優先出資者でなければ代理人となることができない。

3 優先出資者又は代理人は、優先出資者総会ごとに代理権を証する書面又はこの組合の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法によりこの組合に提供しなければならない。

(優先出資取扱規程)

第42条 優先出資に関する取扱い及びその手数料等については、理事会の定める優先出資取扱規程による。

## 第6章 経 理

(事業年度)

第43条 この組合の事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の処分)

第44条 剰余金は、利益準備金、特別積立金、配当金及び繰越金としてこれを処分する。ただし、総会において議決したときは、その他の積立金をも積み立てることができる。

(利益準備金)

第45条 この組合は、出資の総額（優先出資法第42条第1項に規定する資本金の額をいう。）に達するまでは、毎事業年度の剰余金の10分の1又は、剰余金の配当額の5分の1のいずれか多い額に相当する金額以上の金額を利益準備金として積み立てるものとする。

(配 当)

第46条 普通出資額に応じてする剰余金の配当の率は、普通出資額に対して年10%以下とする。

- 2 前項の配当は、当該事業年度末現在の組合員に対して行うものとする。
- 3 組合員の組合の事業の利用分量に応じてする配当は、当該事業年度内において、この組合が組合員に支払った預金利息、定期積金の給付補てん金又は組合員がこの組合に支払った貸付金利息若しくは割引料を標準とする。
- 4 配当金の計算上生じた円位未満の端数は、切り捨てるものとする。

(損失の処理)

第47条 損失のてん補は、特別積立金、第44条ただし書の規定によって積み立てた積立金、利益準備金、優先出資法第42条第3項に規定する資本準備金の順序に従って行う。

(残余財産の分配方法)

第48条 この組合の解散のときにおける残余財産の分配は、次の各号に掲げる順序に従って行う。

- (1) 優先出資者に対して、優先出資の額面金額に発行済優先出資の総口数を乗じて得た額をその有する口数に応じて分配する。
- (2) 優先出資者に対して、優先出資の払込金額から額面金額を控除した金額に発行済優先出資の総口数を乗じて得た額をその有する口数に応じて分配する（当該優先出資の払込金額が額面金額を超える場合に限る。）。
- (3) 前各号の分配を行った後、なお残余があるときは、払込済普通出資の口数に応じて按分して組合員に分配する。

- 2 残余財産の額が前項第1号及び第2号の規定により算定された優先出資者に対する分配額に満たないときは、優先出資者に対して、当該残余財産の額をその有する口数に応じて分配する。

別表 1

- 1 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）
- 2 次の各号の1に該当する者
  - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

以上

別表 2

- 1 貸付金の弁済、貸付金の利子の支払又は手形債務の履行を怠り、期限後6か月以内にその義務を履行しないとき
- 2 法令若しくはこの組合の定款に違反し、この組合の事業を妨げ又はこの組合の信用を失わせるような行為をしたとき
- 3 自ら又は第三者を利用して次の各号の1に該当する行為をしたとき
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いてこの組合の信用を毀損し、又はこの組合の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為
- 4 定款第10条第1項第7号の表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき
- 5 5年以上継続してこの組合の事業を利用せず、かつ、この組合がその組合員に対してする通知又は催告が5回（同一事業年度で複数回の通知又は催告がなされた場合には、それらを合わせて1回の通知又は催告とみなす。）以上継続して返戻されたとき

以上

平成20年6月25日改訂

平成21年6月30日改訂

平成24年8月14日改訂

平成26年5月19日改訂  
平成27年8月12日改訂  
平成30年8月1日改訂  
令和元年8月15日改訂  
令和2年7月16日改訂